

議案第1号

木津川市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正
について

木津川市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成19年木津川市
条例第202号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年2月20日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

消防団員の活動機会を確保することを目的として、出動報酬の支給方法及び活動種別
に応じた支給額を規定するなど、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例（案）

木津川市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成19年木津川市条例第202号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（欠格事項）</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（3） <u>6月</u>以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者。<u>ただし、任命権者が特に必要と認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>（報酬）</p> <p>第12条 （略）</p> <p>2 団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、次により出動報酬を支給する。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（3） 訓練、警戒その他の出動 1日につき3,500円<u>以内で別に定める額</u></p>	<p>（欠格事項）</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（3） <u>6か月</u>以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者</p> <p>（報酬）</p> <p>第12条 （略）</p> <p>2 団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、次により出動報酬を支給する。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（3） 訓練、警戒その他の出動 1日につき3,500円</p>

3 前2項に定めるもののほか、年額報酬及び出勤報酬の支給方法等については、別に定める。	3 報酬の支給方法については、別に定める。
---	-----------------------

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	議案第1号 木津川市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について	
担 当 課	危機管理課 消防防災係	
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	<p>消防団活動に意欲のある団員が積極的に活動へ参加できる機会を増やすことを目的として、報酬等について必要な見直しを行うものです。</p> <p>消防団員数は年々減少しており、この改正によって消防団員数の減少を抑制することにつながると考えます。</p>	
提案に至るまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団本部役員に対し、報酬改定等を検討している旨を説明（令和4年11月19日） ・調整会議（令和5年1月5日）、政策会議（令和5年1月11日）条例改正を提案し、承認を得て政策決定。 	
市民参加の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
市総合計画の位置付け	基本方針	5 災害などから市民を守り、安心・安全に暮らせるまちづくり
	政策分野	11 防災・減災
	施 策	② 地域防災 ア. 危機管理体制の強化
概算事業費 (単位：千円)	<input type="checkbox"/> 単年度（ 年度） <input type="checkbox"/> 複数年度（ 年度） 47,435千円 消防団運営事業費	
将来にわたる効果及び経費の状況	<p>条例改正を行うことにより、消防団員の活動機会の確保が見込まれ、消防団員数の減少を抑制することにつながると考えます。</p>	